

《交通安全功労者》

昭和52年から亀田町交通安全母の会理事、平成4年からは同会長に就任されました。そして、「母親が家庭における交通安全管理者であることの認識を高め、家庭における交通安全の徹底を図ること」を大きな柱として活動してこられました。各季の交通安全運動をはじめ、家庭訪問、商店街での街頭広報、交通安全教室の開催など積極的に啓発活動を行い、また、新潟南地区地域交通安全推進委員など関係機関の委員としても活躍していらっしゃいます。

11月5日、亀田町役場において平成14年度亀田町功労者の表彰式が行われ、吉田麗子氏(緑町4)が「交通安全功労者」として表彰されました。

平成14年度亀田町功労者を表彰

ふるさとかめだふれあい音楽祭

楽しい音楽、心にしみる歌をお聞かせください。皆さま、お気軽にお越しください。

出演

中央大学 男声合唱団 白門グリーンクラブ
亀田町 女声合唱団 コールトータス

■日時 12月1日(日)
午前10時～11時
会場：介護老人保健施設「亀田園」

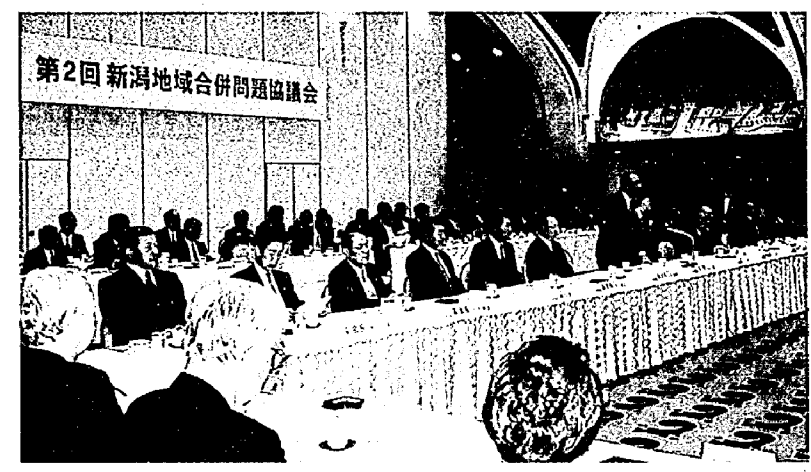
■入場料 無料
■問い合わせ
介護老人保健施設「亀田園」 ☎383-1777

- 第5回 町議会臨時会
10月15日(火)に第5回町議会臨時会が開催され、以下の4議案について審議可決されました。
- 町民会館大規模改修(建築本体) 工事請負契約について
 - 町民会館大規模改修(電気設備) 工事請負契約について
 - 町民会館大規模改修(空調設備) 工事請負契約について
 - 60ml級飲料水兼用型耐震性貯水槽設置工事請負契約について
- 町民会館大規模改修工事
入札結果
入札日 10月15日(火)
会場 亀田町役場
- ◇町民会館大規模改修(建築本体) 工事(加賀田・粟田特定共同企業体)
 - ◇町民会館大規模改修(電気設備) 工事(荻荘電機 亀田営業所)
 - ◇町民会館大規模改修(空調設備) 工事(ダイダン(株)新潟支店)
 - ◇町民会館大規模改修(給排水衛生設備) 工事(小木工業(株))

第2回新潟地域合併問題協議会が開催されました

○新潟市・小須戸町が協議会に加入し、12市町村の構成による協議会へ
 ○「政令指定都市の実現を目指す決議」を承認、協議会の方向を明確化

10月25日、第2回新潟地域合併問題協議会が開催されました。
 9月2日に小須戸町が、9月27日に新潟市がそれぞれ新潟市に対し、「新潟地域合併問題協議会」への参加申し入れを行った



新たに12名が追加、総勢73名の委員による協議

ことから、「新潟地域合併問題協議会の規約の一部改正」について審議し承認され、湯田新津市長、佐藤小須戸町長をはじめ12名の委員が新たに追加されました。続いて、それに伴う「平成14年度新潟地域合併問題協議会補正予算」が審議され、歳入歳出それぞれ60万円追加の860万円が承認されました。

今回の協議会ではこの他に、今後の協議項目と、その協議方法、また第3回目以降の協議予定について審議し、それぞれ承認されました。さらに、「政令指定都市の実現を目指す決議」が承認され、政令指定都市の実現を図る、この新潟地域合併問題協議会の目指す方向性を明確にしました。
 今後は、それぞれの市町村の行政制度を比較しながら調整方針および調整について協議し、さらに合併後の将来のまちの姿を示す市町村建設計画の作成などを協議していきます。
 なお、第2回新潟地域合併問題協議会で協議された資料については、広報に掲載するほか、役場企画調整課の窓口や公民館で閲覧できます。

政令指定都市の実現を目指す決議

今日、我々を取り巻く社会経済情勢は、少子高齢・高度情報化社会の到来、国際化の進展、地球規模の環境保全に対する意識の高まりなど大きく変化している。
 一方、国を初め、地方を取り巻く財政環境は依然として厳しいなかで、地方分権一括法の制定以来、地方への権限移譲が進展しており、真の分権社会の創出に向けて、自らの責任で自立した都市を目指すために、一層の努力を傾けていかなければならない。
 こうした中で、我々新潟市、新潟市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、西川町、味方村、湯東村、月湯村及び中之口村の12市町村が目指すべき方向は、現行地方制度において最も広範な権限と財源を持つ政令指定都市の実現を図ることであり、その前提となる広域合併に向けて協議を開始した。
 我々は、この広域合併を通じて、魅力と活力にあふれたまちづくりを進め、政令指定都市「新潟」の実現を図ることが、産業振興による雇用の拡大、人との交流による更なる賑わい、強化された行財政基盤のもとでの安定的・主体的な行政サービスの展開など、市民の福祉向上に大きく寄与することを確信する。
 よって、我々は、以下の事項の実現に向けて最大限の努力を払うことを決意する。

記

- 1 広域合併を成功させ、日本海側初の政令指定都市を早期に実現すること。
- 2 住民自治の一層の充実を図り、それぞれの地域（旧市町村）で育んできた数々の優れた伝統や個性ある地域文化を尊重するとともに、地域コミュニティをさらに進展させ、地域の多様性を活かし、その魅力を発揮できる都市を目指すこと。
- 3 新潟地域が有する優れた都市機能と豊かな自然環境との調和・共存を図り、学術や研究開発の充実、空港・港湾などの都市基盤の一層の強化等により、活力にあふれた産業の集積と、国内外との多様な交流を実現し、日本海側の中枢拠点都市、さらに環日本海の国際交流拠点都市としての発展を目指すとともに、全国有数の農業基盤を活かして、先進的な取り組みにより農業の活力ある発展を図り、「田園型政令指定都市」の実現を図ること。
- 4 不断の行財政改革を行うとともに、税財源の移譲を求めるとともに、自主財源の安定的な確保等を図り、真の分権社会の創出に向けて、自主的自立的な都市の実現を目指すこと。

以上、決議する。

平成14年10月25日

新潟地域合併問題協議会

協議項目と協議方法について

1 行政制度

協議項目	任協での協議方法	
○基本的協議事項		
※ 合併の方式	任協の協議に付します。	
※ 合併の期日		
※ 財産の取扱い		
○合併特例法に規定されている協議事項		
※ 議会の議員の任期及び定数の取扱い	任協の協議に付します。	
※ 地方税の取扱い		
※ 地域審議会の取扱い		
農業委員会の取扱い	農業委員会の意向を踏まえて事務局で原案を作成し、任協の協議に付します。	
一般職の職員の取扱い	原則的取扱いに関して事務局で原案を作成し、任協の協議に付します。(具体的な取扱いは事務局に委ねます。)	
○その他の必要協議事項		
特別職の職員の取扱い	原則的取扱いに関して事務局で原案を作成し、任協の協議に付します。(具体的な取扱いは事務局に委ねます。)	
行政機構及び組織の取扱い		
一部事務組合等の取扱い		
使用料・手数料の取扱い ・施設使用料(含占有) ・証明手数料に限定する。		
公共的団体等の取扱い		
各種団体への補助金・交付金等の取扱い		
町字名の取扱い		
慣行の取扱い		
各種事務事業の取扱い		制度調整の原則を任協で定めたのち、事務局で原案を作成し、任協の協議に付します。(具体的な調整は事務局に委ねます。)

2 市町村建設計画

今後の協議予定について

- 第3回～第5回(平成14年12月～平成15年2月)
- 12市町村の現状(公共施設の状況、財産状況、一部事務組合の状況等)
 - 行政制度調整方針事務局案説明・協議
 - ・各種事務事業調整の原則
 - ・各種事務事業以外の行政制度
 - 行政制度5項目(上記表の※)協議
 - 合併建設計画案作成方法について
 - 合併建設計画事務局案説明・協議(総論部分)

- 第6回～第9回(平成15年5月～9月)
- 合併建設計画事務局案説明・協議(各論部分)
 - 協議未了事項協議
 - 任協報告書案協議・承認

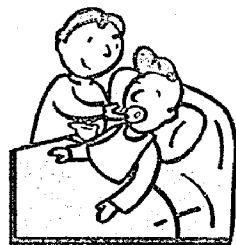
新潟地域合併問題協議会
ホームページが開設されました

協議会で協議された資料や会議録などが閲覧できるほか、協議会に参加している市町村のホームページにリンクしています。

URL <http://www.niigatachiiki-gappei.jp/>

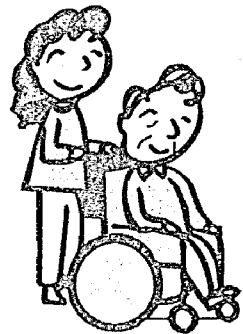
■問い合わせ
 役場企画調整課 ☎381-2111 内線232・234
 URL <http://www.town.kameda.niigata.jp/>

病院ではなく家で医療を受けたい



- 薬の飲み方を教えてほしい
- 状態にあった食事を指導してほしい
- 定期的に療養上のお世話をしてほしい
- 床ずれの手当をしてほしい

歩行が困難



- 車いすを使いたい
- 廊下に手すりがほしい
- 段差を解消してほしい
- 施設でリハビリを受けたい
- 自宅でリハビリを受けたい

通所リハビリテーション
(日帰りリハビリテーション)
医療施設にかよって必要な機能訓練が受けられます。

ベッドから起き上がるのがたいへん

施設で短期間介護をしてほしい



- 介護ベッドがほしい
- 施設で1日(日中)介護をしてほしい
- 施設でしばらくの間(1週間程度)介護をしてほしい

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などによる療養上の管理や指導が受けられます。

訪問看護

看護師などによる療養上の世話や診療の補助が受けられます。

福祉用具の貸与

車いすや特殊ベッドなどを借りられます。

対象：車いすとその付属品、特殊ベッドとその付属品、床ずれ(じょくそう)予防用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、痴呆性老人徘徊感知機器、移動用リフト

住宅改修費の支給

訪問リハビリテーション
理学療法士、作業療法士などによる機能訓練が受けられます。

福祉用具の貸与

通所介護(デイサービス)
デイサービスセンターなどにかよって入浴や食事、機能訓練などが受けられます。

短期入所介護(ショートステイ)
特別養護老人ホームなどに短期間入所して、介護や日常生活上の世話、機能訓練などが受けられます。

●●●●● 相談・問い合わせ ●●●●●

- ・亀田町役場 福祉健康課
〒950-0195 亀田町泉町3-4-5
☎381-2111 内線141・142・146
- ・亀田町在宅介護支援センター
〒950-0145 亀田町早通字西郷260-1(亀田園内)
☎382-1111

- ・亀田町在宅介護支援センター 向陽の里
〒950-0121 亀田町向陽2-6-1
☎381-1959
- ・在宅介護支援センター かめだなかの
〒950-0132 亀田町砂岡5-1571-1
☎382-8600

福祉健康課・介護保険係からのお知らせ

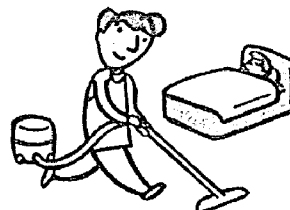
介護保険制度 **こんなときこんなサービスが受けられます**

介護が必要となっても、住み慣れた地域で安心して生活が送れるように、社会全体で支える仕組みとして始まったのが「介護保険制度」です。介護保険は、40歳以上の方が加入し、加入者が保険料を出し合い、それを基に介護が必要なき認定を受けて、介護サービスを利用する制度です。介護サービスを利用するには、要介護認定の申請が必要です。

「どんな時介護保険が利用できるのか分からない」と思っている方

たとえば、こんな事で困っていたら・・・

日常生活の手助け



- 掃除、洗濯、買い物をしてほしい
- 食事を作ってほしい
- 衣類やシーツを交換してほしい

訪問介護(ホームヘルプサービス)

自宅でホームヘルパーによる入浴、排せつ、食事などの身の回りの世話が受けられます。

排せつに関する手助け

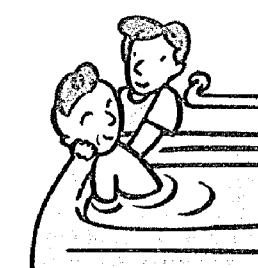


- トイレに行くのを手伝ってほしい
- ポータブルトイレがほしい

福祉用具購入費の支給

腰掛便座などの購入費の支給(限度額年間10万円)が受けられます。
対象：腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具

お風呂に入りたい



- 自分でお風呂に入れないので手伝ってほしい
- お風呂に手すりがほしい
- 入浴の際の補助用具がほしい

訪問入浴介護

訪問入浴車などで訪問し、入浴の介護が受けられます。

住宅改修費の支給

小規模な住宅改修について、費用の支給(限度額20万円)が受けられます。

対象：手すりの取り付け、段差の解消、すべりの防止および移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更。引き戸などへの扉の取りかえ、洋式便器などへの便器の取りかえ

訪問介護

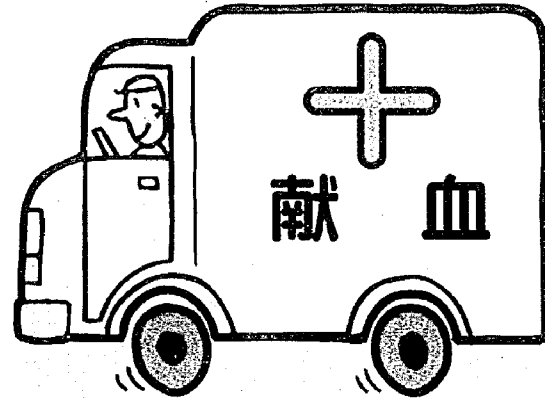


献血車ゆうあい号がきます

- ◆種類：全血献血
- ◆と き：11月26日(火)
- ◆受付時間：午前10時～11時30分、
午後1時～3時
- ◆会 場：保健センター

ご協力いただける方は、受付時間の中で都合のつく時間に直接、会場へお越しください。全血献血は受付から20分ほどで終わります。

■問い合わせ…保健センター



献血と同時に「骨髄バンクのドナー登録」ができます

- ドナー登録は ●20～50歳の健康な方が対象です
●検査用に10ccの採血をします（献血検査用と同時）
●受付から採血まで約30分です
※当日受付もできますが、できるだけ事前にご予約ください。
皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

■ご予約・お問い合わせ

フリーダイヤル 0120-445-445（受付時間 平日午前9時～午後5時）
（財）骨髄移植推進財団 ホームページ <http://www.jmdp.or.jp/>

白血病などのため骨髄移植を必要としている方は現在1600人。
待ち続けている人のために30万人の登録が必要です。

新潟県立青少年研修センター 平成15年度利用申し込み予約のご案内

平成15年4月1日から平成16年3月31日までの
利用申し込み予約を次のとおり受け付けます。

申し込み開始 12月2日(月)

受け付け時間 午前9時から午後5時まで
(祝日および年末年始を除く毎日)

申し込み・問い合わせ

新潟県立青少年研修センター
(西蒲原郡巻町大字越前浜5597-1)
☎0256-77-2111
※必ず電話でお申し込みください。

小・中学生の県立博物館関係施設の 観覧料（入館料）が 無料（または100円）になりました

対象施設	観覧料	対象日	対象者
県立近代美術館 県立歴史博物館 県立植物園	無料	土曜・日曜 および 国民の祝日	小・中学校、 中等教育学校 の前期課程、 特殊教育諸学校
県立自然科学館	100円 (従来310円)	すべての 開館日	小・中学部の 児童および生徒

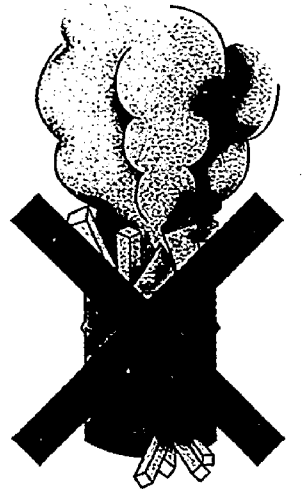
- 電話番号 県立近代美術館 ☎0258-28-4111
県立歴史博物館 ☎0258-47-6130
県立植物園 ☎0250-24-6465
県立自然科学館 ☎283-3331

野 焼 き は 公 害 で す

最近公害苦情の中で「野焼き」が大変多くなっています。「野焼き」と一言で片付けていますが、一体どういうものを「野焼き」というのでしょうか。稲わらやモミガラを田畑などで燃やすことや、ドラム缶等で材木などの廃棄物を燃やすなどさまざまですが、法律の基準に適合しない焼却設備を使用して廃棄物を焼却する場合はほとんど「野焼き」と考えられます。「野焼き」を行うと黒煙や悪臭などが排出され、付近の住民に迷惑をかけることは明らかです。

廃棄物の処理および清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）によると、法令等で認められている場合や特別な事情等がある場合を除き、廃棄物を焼却することは全面的に禁止されています。「野焼き」はダイオキシン類を排出するなど人体や環境に悪影響を与えることが指摘されており、既に公害の一つとして広く認識されています。また、「野焼き」を行うと、懲役3年以下もしくは300万円以下の罰金に課せられる場合があります。

「野焼き」は公害です。「野焼き」を行うと、被害を受ける人が必ずいます。「野焼き」による廃棄物の焼却は止めましょう。



焼却炉の構造基準が強化されます

環境を汚染するダイオキシン類排出を削減するため、廃棄物を焼却する全ての焼却設備の構造基準が強化されます。廃棄物処理法の改正により、12月1日より新しい構造基準が適用されるものです。以下の構造基準に適合しない焼却設備は使用できなくなります。

■廃棄物を焼却する場合は、下記基準の焼却設備で環境大臣の定めた方法により焼却しなければなりません。

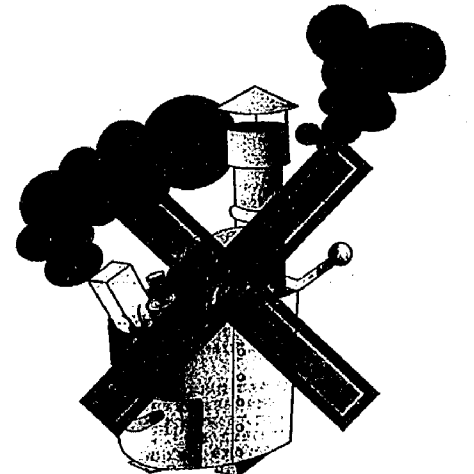
1 焼却設備の構造基準（廃棄物処理法施行規則第1条の7）

- 空気取入口および煙突の先端以外に外気と接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が摂氏800℃以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。
- 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
- 外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入できるものであること（ガス化燃焼方式その他の構造上やむを得ないと認められる焼却設備の場合を除く）。
- 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
- 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。
※ 下線部は構造基準の強化される部分で、12月1日から適用されます。

2 環境大臣が定める方法（現在すでに適用されています。）

- 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。
- 煙突の先端から火災または黒煙が排出されないように焼却すること。
- 煙突から焼却灰および未燃物が飛散しないように焼却すること。

詳しくは環境生活課（☎381-2111 内線151）
または新津健康福祉環境事務所（☎0250-22-5187）まで
お問い合わせください。

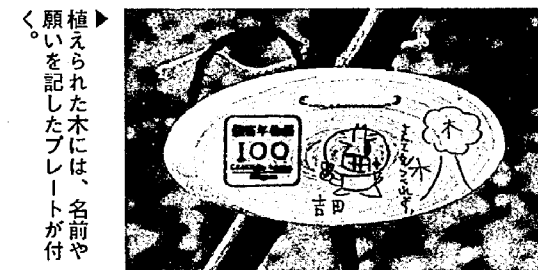




▲芹 洋子さんと記念植樹

芹洋子とつくる「2002かめだの森」植樹祭を開催
 「にいがた「緑」の百年物語」木を植える県民運動は、21世紀百年をかけたひとりひとりの手で木を植え、育て、22世紀の人に「緑の遺産」を残そうという運動で、10月は推進月間となっています。亀田町では、10月19日に旭地内の亀田排水路上部施設において「2002かめだの森」植樹祭が開催されました。亀田コカリナ合奏団によるミニコンサートのあと、平山県知事や歌手の芹 洋子さん、町から出席した阿部町長、本町議会議員らによる記念植樹が行われ、一般参加者により、ヤエザクラ、ハナミズキ、コナラなど18種類、約170本の木が植えられました。

▼コカリナ合奏団に合わせて歌う芹 洋子さん。



西小のボランティアにより 亀田排水路上部施設に花が植えられました。



「2002かめだの森」植樹祭が始まる少し前、西小の3~6年生と保護者らにより、亀田排水路上部施設の花壇にパンジー、ピオラなどの花苗が植えられました。これは、施設を利用する方に花を見て楽しんでいただくこと行われたもので、春に続いて2回目となります。

参加した小学生は軍手を土で真っ黒にしながらい生懸命に植えて、用意された苗は瞬間にきれいに花壇に収まりました。

アスパーク亀田体験水泳教室参加者募集

●申し込み・問い合わせ●

〒950-0144 亀田町大字茅野山1857-1 亀田町総合体育館内 各教室係
 ☎ 381-1222

【体験水泳教室】 定期(8回)水泳教室【12月15日号に掲載予定】の体験(1回)コースです。定期教室選択のご参考になさってください。

教室名	内容	期日	定員	料金 【該当定期券】	申込方法 【持ち物】
体験(1回)水泳教室 クロール①：午前	水なれや水中運動、足のキック、手のかき、呼吸などクロールの基本練習を行うクラス。	12/14(土) (9:50~10:50)	各15人 15才以上 の方 (中学生 不可)	教室参加費 無料 施設利用料 1回 500円 【全施設・プール の定期券をお持ち の方は不要。】	・広報掲載日より、 来館または電話に てお申し込みくだ さい。 ・定員になり次第締 め切り 【水着・水泳帽子・ タオル】
		12/12(木) (14:40~15:40)			
		12/11(水) (18:30~19:30)			
クロール②：午前	足のキック、手のかき、呼吸などの基本動作ができる方を対象に25mを泳ぐことをめざし、	12/14(土) (11:00~12:00)			
クロール②：午後	息継ぎと手足のコンビ練習を行うクラス。	12/12(木) (13:30~14:30)			
クロール②：夜		12/11(水) (19:40~20:40)			
クロール③：午後	水に乗ったスムーズなクロール(ローリング動作)をめざし練習を行うクラス。	12/11(水) (13:30~14:30)			
クロール③：夜		12/13(金) (18:30~19:30)			
背泳ぎ：午後	背泳ぎの練習を行うクラス。	12/10(火) (13:30~14:30)			
背泳ぎ：夜		12/14(土) (19:40~20:40)			
平泳ぎ：午後	平泳ぎの練習を行うクラス。	12/11(水) (14:40~15:40)			
平泳ぎ：夜		12/14(土) (18:30~19:30)			
バタフライ：午後	バタフライの練習を行うクラス。	12/10(火) (14:40~15:40)			
バタフライ：夜		12/13(金) (19:40~20:40)			

*各教室とも施設利用料金は1回につきの料金です。 *都合により予定を変更することがございます。あらかじめご了承ください。

第34回 亀田町錦鯉愛好会品評会成績

体型、色、艶の美しい鯉が多く出品され、質の高い品評会となりました。

- 入賞者
- ◇全体総合 町長賞
第6部 紅 白 古泉 常作
 - ◇幼魚総合 公民館長賞
第3部 昭和三色 高野 栄策
 - ◇第5部総合 町議長賞 昭和三色 吉副 茂夫
 - ◇第4部総合 県議員賞 昭和三色 宮川 純一
 - ◇第2部総合 商工会頭賞 大正三色 宮川 純一
 - ◇第1部総合 静楽苑賞 紅 白 高井 尚人
(出品総数90匹)

理容店、美容店、
クリーニング店のお店選びは
Sマーク登録店で!

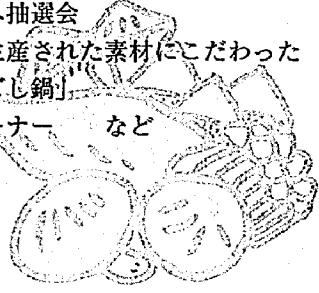


厚生労働大臣認可

Sマーク登録店は、
 <事故が発生した場合の賠償保険>
 <施設の設備の内容>
 <仕事やサービスの内容>
 について正しく表示している信頼できるお店です。
 (財)新潟県生活衛生営業指導センター ☎283-5900

横越町農業まつり

- 日時 11月23日(祝) 午前9時30分～午後3時
11月24日(日) 午前9時～午後1時
- 会場 横越町役場 正面駐車場内
- 内容
 - ・横越町で生産された農畜産物の販売
 - ・お楽しみ抽選会
 - ・横越で生産された素材にこだわった「よごし鍋」
 - ・焼肉コーナー など



■問い合わせ
横越町役場 農政商工課 ☎385-2111

新潟大学法学部 無料法律相談会

事前に電話受付が必要です。

- 電話受付
 - 日時 11月23日(祝)・24日(日)・25日(月)
午後1時～午後7時
 - 内容 係争中(裁判中・調停中)の事件を除く民事事件(賃貸借、土地関係、離婚、相続など)
 - 受付電話番号 ☎263-7493
☎263-6623 のいずれか
- 相談会開催日
 - 日時 12月8日(日) 午前10時～午後5時
 - 場所 新潟大学五十嵐キャンパス 法文棟
 - 問い合わせ ☎264-2750
☎090-8079-3582 鈴木太郎

税務課からのお知らせ

今月は、固定資産税(第4期)の納付月です。お近くの金融機関、もしくは役場会計課で納税してください。
なお、口座振替を希望する方は口座のある金融機関(亀田町内および、亀田町に本店・支店のある新潟市内・横越町内の金融機関に限る)の窓口で手続きをしていただくと、申込月の翌月末日から振替が可能となります。

※掲載を希望されない方は、届け出の際に住民課窓口までお申し出ください。
※掲載漏れがあった場合、企画調整課広報係までご連絡ください。

故人	世帯主	町名	区
多田 孝一(77)	穀	東船場4	1
渡辺 トク(92)	勝次	東船場4	1
伊藤 昌雄(94)	聡	本町4	7
佐藤 イチ(85)	正夫	本町3	7
横木喜代美(79)	彰	東本町3	13
小坂井忠治(85)	シゲ	東町1	15
山岸 一男(68)	玲子	新明町2	19
浅地 勝盛(61)	慶次	砂岡5	32
石川 勝也(83)	則博	水道町4	34
高橋 正男(77)	トシ	水道町3	34
桐山 敏男(59)	本人	四ツ野野2	58

ごめいふく (10月16日～31日届出)

告知板

お酒で悩んでいる方
お気軽にご相談を 土曜

- 時間 午後7時～9時
- ところ 公民館
- 担当 断酒会会員

※個人の秘密は厳守します。

行政相談 12月4日(水)
午前9時～正午

- ところ 社会福祉協議会(新明町1)

☎(381)72221

- 相談委員 鈴木 紀子さん

※公共機関の仕事への苦情相談を受け付けます。
お気軽にご相談ください。

心配ごと相談所 火曜

- 時間 午前9時30分～午後3時
- ところ 社会福祉協議会(新明町1)

☎(381)72221

※この時間内に、電話での相談も受け付けます。
個人の秘密は厳守、お気軽にご相談ください。

犬・猫の引取り 11月21日(木)

- 時間 午前8時30分～9時
- ところ 役場環境生活課
- 手数料 1匹

(3カ月未満の子犬・子猫は10匹まで)
1,630円分の県の収入証紙
(銀行にて販売)

事情により飼えなくなった犬・猫を引き取ります。希望者は前日までに役場環境生活課に連絡してください。
☎(381)2111 内線156